

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

障害者介助等助成金

（『職場支援員の配置または委嘱助成金』・『職場復帰支援助成金』）

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の雇用管理のために、必要な介助者等を配置または委嘱、職場復帰のために必要な職場適応措置を行う事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

【共通要件】

1. 対象障害者に対し、職場定着支援計画を作成し、機構の受給資格の認定を受けること
2. 計画期間内に職場定着に係る措置に取り組むこと
3. 対象障害者を職場定着支援計画の期間を超えて雇用し、かつ、継続して雇用すること
(対象障害者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること)

【職場支援員の配置または委嘱助成金】上記の共通要件に該当し、次の1. から3. のいずれにも該当する事業主

1. 対象障害者の雇入れ、勤務時間延長、配置転換、業務内容変更、職場復帰または企業在籍型職場適応援助助成金に係る支援の終了の日から6ヵ月以内に職場支援員を配置または委嘱すること
2. 対象障害者を、各支給対象期の初日から6ヵ月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して、各支給対象期分の賃金を支給すること
3. 措置を実施した日以降の期間について、対象障害者を常用雇用労働者として雇用していること

【職場復帰支援助成金】上記の共通要件に該当し、次の1. と2. のいずれにも該当する事業主

1. 対象障害者に対して、その職場復帰を促進するため、職場復帰の日から3ヵ月以内に職場復帰のための措置を開始し、休職期間中も含めて、常用雇用労働者としての雇用を継続すること
2. 対象障害者を、支給対象期の第1期の場合は措置実施後6ヵ月以上、第2期の場合は第2期支給対象期の初日から6ヵ月以上の期間継続雇用し、各支給対象期分の賃金を支給すること

受給内容

【職場支援員の配置または委嘱助成金】

○職場支援員を配置（雇用）した場合

下表に示す対象障害者・事業主の区分に応じた月額×支援している対象障害者数×月数に、職場支援員の人数、期数を乗じたものが支給されます

対象障害者	支給月額	支給対象期間 (※2)	各支給対象期における支給額（最大）(※3)
短時間労働者以外の者	3万円(4万円)	2年(2年)	18万円(24万円)×4期
短時間労働者(※1)	1.5万円(2万円)	2年(2年)	9万円(12万円)×4期

※1人の職場支援員につき3人まで ※()内は中小企業事業主に対する助成額

※1 同一の雇用保険適用事業所に雇用される通常の労働者と比べて週所定労働時間が短く、かつ、20時間以上(精神障害者にあつては15時間以上)30時間未満である者

※2 精神障害者の場合3年、企業在籍型職場適応援助者助成金受給後の継続措置の場合6ヵ月

※3 精神障害者の場合6期、企業在籍型職場適応援助者助成金受給後の継続措置の場合1期

○職場支援員を委嘱(業務委託を含む)した場合

支給対象期内の委嘱による支援(訪問面談)

1回あたり最大1万円(上限月額4万円)

【職場復帰支援助成金】

対象障害者1人あたり、下表に示す月額に、支給対象者が支給対象期中に実際に就労した月数を乗じた額が支給されます

支給月額	支給対象期間	各支給対象期における支給額(最大)
4.5万円(6万円)	1年(1年)	27万円×2期(36万円×2期)

○職務開発等に関する措置に伴い講習を行った場合

上記の額に加えて、その講習に要した対象経費に応じて下表の額が支給されます

要した経費	支給対象期における支給額	支給対象期間
5万円以上10万円未満	2万円(3万円)	1年(1年)
10万円以上20万円未満	4.5万円(6万円)	
20万円以上	9万円(12万円)	

取り扱い機関

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構